

令和7年度 第2回山形県食の安全推進会議 協議事項に対する御意見等

協議事項

(1)やまがた食の安全・安心アクションプランの令和7年度取組状況について

No	協議事項	御意見等	回答	担当課
1	(1)	食育・地産地消の推進は令和8年度も継続されるものと思いますが、学校給食への有機農産物の活用について、県として今後どのように対応していくのでしょうか。	<p>「学校給食における食育・地産地消促進事業」において、給食を食べながら生産者から直接話を聞く、「交流給食」を支援しております。有機農産物を用いた交流給食も支援の対象としており、有機農業について学び、考えるきっかけになるとともに、生産者にとっても励みになるものと考えております。</p> <p>県としては、引き続き「学校給食における食育・地産地消促進事業」の活用を市町村に働きかけていくとともに、関係者の意向も踏まえながら、学校給食における有機農産物への支援の在り方について、議論を深めてまいります。</p>	農産物販路開拓・輸出推進課
2	(1)	環境保全型農業について、生産側のコストを価格に反映する取り組みがある点は評価できます。今後も継続をお願いいたします。	引き続き、本アクションプランおよび「やまがた環境保全型農業推進計画」に基づき、環境保全型農業推進の取組みを推進してまいります。	農業技術環境課
3	(1)	食育・地産地消の推進について、子ども達への食育は大変重要であると思います。食育アドバイザー派遣など、教育関係者以外との関わりを広げることで、より効果が高まると考えます。	<p>令和7年度は、「やまがた食育セミナー」において、料理人や生産者を会員とする食育活動団体や、民間企業を講師に迎え、子供を対象にお弁当教室や朝食レシピ教室を開催しました。また、生産者を講師として子供を対象とした収穫体験や料理教室を開催しているところです。</p> <p>今後も引き続き、様々な方から子供の食育に関わっていただきたいと考えております。</p>	農産物販路開拓・輸出推進課
4	(1)	県内でもノロウイルスによる食中毒が発生したとの報道もあり、再発防止に向けてより一層の対策をお願いいたします。	<p>山形県では12月を年末食品等監視強化月間と定め、食品営業施設に対し監視指導を強化しており、ノロウイルス食中毒が特に発生しやすい冬期に様々な媒体を通じて、広く県民に対し食中毒の予防・啓発を行っているところです。</p> <p>さらに、各保健所においては特に食中毒が発生しやすい食品等営業施設を中心に定期的な立入等を行い、食中毒の発生防止に努めています。今後も様々な機会を捉え、予防啓発に努めてまいります。</p>	食品安全衛生課
5	(1)	引き続き、食の安全・安心の確保に向けて、関係者と県民が一体となって取り組んでいくことが重要であると思います。 食育や地産地消の観点から、食育セミナー、料理教室、弁当作り体験など、楽しく参加できる取り組みをお願いいたします。	来年度も料理教室のような体験型の食育イベントを実施する予定でおります。今後も県民に対する食育・地産地消の啓発に努めてまいります。	農産物販路開拓・輸出推進課

令和7年度 第2回山形県食の安全推進会議 協議事項に対する御意見等

協議事項

(1)やまがた食の安全・安心アクションプランの令和7年度取組状況について

No	協議事項	御意見等	回答	担当課
6	(1)	今回の取組状況は、農業、畜産、水産、食品衛生、食育等にわたり幅広く実施され、有意義であったと思います。一方で、県産農林水産物等に関する放射性物質検査の記載が見当たらず、継続的な検査が必要ではないかと思いました。	<p>原発事故以降、県では主要な農林水産物について、これまで農産物、畜産物、魚介類等178品目について検査を実施いたしました。</p> <p>そのうち、自生山菜及び野生きのこ等以外については、不検出が続いていることから、令和2年度で検査を終了しております。</p> <p>一方、自生山菜及び野生きのこ等については、平成25～30年度に最上町の自生山菜「コシアブラ」、平成29年度に小国町の野生きのこ「チチタケ」、令和3年度に山形市の「コウタケ」で基準値(100Bq/kg)を上回る放射性セシウムが検出されたこと等を踏まえ、現在もシーズン初期に放射性物質検査を継続して実施しております。</p>	森林ノミクス推進課
7	(1)	<p>今回の協議資料の位置付けが分かりにくいと思いました。年度途中までの取組状況を速報的に整理した資料であれば、その旨を明記するとともに、年度終了後に目標を含めた評価を行うのであれば、その説明も必要ではないかと思います。</p> <p>また、資料の構成について、第7期アクションプランの項目との対応関係が把握できる様式とし、計画全体像が把握しやすいよう改善してほしいです。</p> <p>あわせて、各所属の記載も「～した。」などに統一した方がよいかと思います。</p>	<p>今回の資料は、令和7年度の間時点における取組状況の速報的整理として取りまとめたものです。今後は資料冒頭に位置付け(中間・速報/確報)と対象期間を明記し、最終評価(目標達成度)は年度終了後に実施・報告してまいります。</p> <p>併せて、第7期アクションプラン(基本方針・施策)との対比が把握できる様式とし、記述についても統一してまいります。</p> <p>いただいた御意見は、次回の会議資料に反映いたします。</p>	食品安全衛生課
8	(1)	取組みの報告に無いもの(農薬対策事業や安全安心農産物生産推進事業等々)は、今年度何も実施していないという認識でよいのでしょうか。その場合、なぜ実施しなかったのか理由を説明する必要があるのではないのでしょうか。	御指摘の事業を含め、取組みは順次進めております。今回の資料は主要な取組みに限定し、作成時点で未実施のものを割愛しておりました。全体の実施状況については、次回の推進会議で御報告いたします。	農業技術環境課

令和7年度 第2回山形県食の安全推進会議 協議事項に対する御意見等

協議事項

(2) 令和8年度山形県食品衛生監視指導計画（案）について

No	協議事項	御意見等	回答	担当課
1	(2)	獣畜以外の野生動物(熊・猪・鹿など)の食肉について、消費者に届くまでの監視・検査の流れはどのようになっているのでしょうか。	<p>山形県では獣畜以外の野生鳥獣肉については狩猟から食肉処理、販売までの各工程を厚生労働省が定める「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき食品営業者等に監視・指導行っております。</p> <p>野生鳥獣肉を処理するためには食肉処理業の営業許可が必要であり、管轄保健所が施設基準等の遵守状況を確認しております。食肉処理施設に対しては、山形県食品衛生監視指導計画に基づき、年1回以上の立入検査を行っております。</p> <p>さらに、食肉を販売する営業者（小売店等）については、食肉衛生月間等の監視強化月間において監視・指導を実施してまいります。</p>	食品安全衛生課
2	(2)	アレルギー表示の改正に伴い、産直等で販売される加工食品について、原材料表示だけでなく、収去検査や監視も必要と思われるがどのような対応をしているのでしょうか。	<p>山形県食品衛生監視指導計画に基づき、加工食品に対し、収去検査により規格基準等を確認しております。</p> <p>また、各監視強化月間における産直等の監視ではアレルギー表示の確認をしております。</p> <p>さらに、一般消費者から構成する食品安全モニターや適正表示ボランティアの巡回により、販売店における表示を定期的に確認しております。</p>	食品安全衛生課
3	(2)	産直等で販売している県産特産林産物の松茸などのきのこ類や山菜の放射性物質検査は、収去検査による別表4(食品中の放射性物質の検査)の中で実施されるものと理解してよいのでしょうか。	<p>別表4は県内に流通する食品（主に県外産）を対象としております。</p> <p>県産の自生山菜や野生きのこ等の放射性物質の検査はアクションプラン基本方針1（1）エに基づき検査を実施しております。</p>	食品安全衛生課 森林ノミクス推進課
4	(2)	輸入柑橘類の防カビ剤の検査は、検疫所以外の県機関でどのように実施されているのでしょうか。また、防カビ剤は食品添加物として扱われるのでしょうか。	<p>防カビ剤（ポストハーベスト）は食品衛生法において食品添加物に該当し、山形県食品衛生監視指導計画に基づき、加工食品に対し、収去検査により規格基準等を確認しております。</p>	食品安全衛生課
5	(2)	監視指導計画の「第5 意見交換・情報の提供」にリスクコミュニケーションが記載されていますが、開催の告知はどのように行っているのでしょうか。	<p>山形県では、平成18年度に策定した『やまがた食の安全・安心アクションプラン』に基づき、毎年、食品営業者、消費者及び行政による意見や情報交換の場として、食の安全推進交流会を開催しております。</p> <p>各種広報誌やラジオ及びSNS等の媒体を通じて広報してきたところですが、今後も様々な機会を捉え、情報発信に努めてまいります。</p>	食品安全衛生課

令和7年度 第2回山形県食の安全推進会議 協議事項に対する御意見等

協議事項

(2) 令和8年度山形県食品衛生監視指導計画（案）について

No	協議事項	御意見等	回答	担当課
6	(2)	「いわゆる健康食品」は、高齢者だけでなく、若年層の健康志向や特定の食事へのこだわりなど、幅広い世代が摂取するものです。監視指導の強化は重要であり、引き続き対応をお願いします。	関係部局と連携し監視指導を強化してまいります。	食品安全衛生課
7	(2)	近年の温暖化や海水温の上昇などにより、食中毒のリスクが高まっていると感じます。販売者への指導に加え、消費者に対する食品管理やリスク把握の啓発もこれまで以上に重要であり、情報発信の強化をお願いいたします。	食中毒が発生しやすい7月を夏期食中毒予防月間、9月を食肉衛生月間と定め重点的に監視指導を実施しており、特に食中毒が発生しやすい食品等営業施設を中心に立入検査を行い、食中毒発生防止に努めております。 消費者に対しては、広報誌やラジオ及びSNS等の媒体を通じて、食中毒の予防啓発を行っております。今後も様々な機会を捉え、情報発信に努めてまいります。	食品安全衛生課
8	(2)	「いわゆる健康食品」については、製造状況の把握と製造業者への監視指導が重要であると思っておりますので、引き続き対応をお願いいたします。 あわせて、販売施設における説明や表示の適正化についても、必要な対策を検討いただくようお願いいたします。	「いわゆる健康食品」の販売施設に対し、11月の食品表示月間や定期的な立入検査において、誤解を招く表現や過剰な表現方法等、表示について確認を行っております。 過剰な広告や効果を過度に謳った宣伝等は景品表示法に抵触する恐れがありますので、引き続き、食品等事業者に対し食品表示講習会等で周知徹底してまいります。	食品安全衛生課
9	(2)	令和8年度の計画（案）は、第7期アクションプランを着実に推進する内容であり、適切と考えます。あわせて、食品表示の徹底やアレルギー対策に加え、PFASに関する検査・対応についても、今後の検討項目としていただきたいです。	食品表示の徹底やアレルギー対策は重要であり、令和7年度の実施においても、アレルギー表示改正の周知や表示の適正化を継続して実施しているところです。 また、PFASに関しても、国の動向や科学的知見を踏まえ、必要に応じて水質管理や食品衛生法に基づき対応してまいります。	食品安全衛生課
10	(2)	農薬の使用や管理についての意識を高めるため、来年度も引き続き制度の周知を徹底していただきたいです。	来年度も農薬の使用や管理についての啓発に努めてまいります。	食品安全衛生課